

FAQ（マイナンバーカードの保険証利用関連）

分類番号	分類名	No	質問	回答
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-1	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットは何ですか。	マイナンバーカードを使って医療機関等に受診した際に、自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、医師等からより多くの種類の正確な情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。 医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを保険証として使うことで、患者さんが一時的に自己負担したり、限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。 また、マイナポータルから保険医療を受けた記録が参照できるため、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-2	全ての医療機関・薬局で使えるようになりますか。	マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認について、令和5年4月1日より、保険医療機関・薬局においてシステム導入が原則として義務づけられており、順次導入が進んでおります。 厚生労働省のホームページに、マイナンバーカードが健康保険証として使える（オンライン資格確認を導入している）医療機関・薬局の一覧を掲載しています。また、導入している医療機関・薬局においても、マイナンバーカードが健康保険証として使えることがわかるよう、ポスター等を院内等に掲示されておりますので、ご確認いただくようお願いいたします。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-3	マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいですか。	次のURLをご覧ください。 厚生労働省:マイナンバーカードの健康保険証利用について https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-4	加入している健康保険組合が変わったのですが、手続きは必要ですか。	すでに新しい健康保険組合への加入手続きが済んでいる場合は、手続きは不要です。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-5	マイナンバーカードを持参すれば、健康保険証がなくても医療機関等を受診できますか。	オンライン資格確認システムが導入されている医療機関・薬局では、マイナンバーカードのみで医療機関を受診できます。 マイナンバーカードのみでの受診が難しい医療機関（オンライン資格確認システム未導入の医療機関）の場合は、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」の提示が必要となりますので、「資格情報のお知らせ」の右下を切り取っていただき、マイナンバーカードと一緒に携帯いただくのが良いと思います。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-6	医療機関・薬局において、マイナンバーカードの表（おもて）面の情報を確認するために、一時的に患者のマイナンバーカードを預かることや、その表面をコピーして、管理しておくことは可能ですか。また、具体的にどのようなケースで、こうした対応を行うことが想定されますか。	マイナンバーカードによる資格確認を行った際、保険請求の実施に必要な範囲内で、患者本人の了解の上、マイナンバーカードの表面に印字された患者の氏名・住所等の情報を確認することや、そのために一時的に医療機関・薬局の職員が患者のマイナンバーカードを預かることやその表面をコピーして保管することは差し支えありません。 このとき、医療機関・薬局の職員が、意図せずにマイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを見ってしまうことは、法令上問題になりませんが、マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを書き写したり、裏面のコピーを取ったりすることはできません。 なお、マイナンバーカードの表面を確認する場面としては、具体的に、 ・マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施した際、氏名・住所等に旧字等が含まれているため、黒丸「●」で表示され、正確な表記を確認する場合 ・何らかの事情により、マイナンバーカードによるオンライン資格確認やその他の方法による資格情報の確認を行うことができず、患者から被保険者資格申立書の提出を受け、マイナンバーカードの表面の情報を把握する必要がある場合 ・暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがあり、マイナンバーカードの表面の写真を確認する場合 等が想定されます。 ※上記の取扱いについては、デジタル庁と協議済みです。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-7	子どもの場合、本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか。	子ども等、本人が窓口で本人確認を行うことが難しい場合には、親等の代理人が子ども等のマイナンバーカードをカードリーダーに置き、暗証番号を入力することで、本人確認をすることができます。 ※待合スペース等にいる子どものお顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も可能です。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-8	マイナンバーカードで医療機関を受診する場合、窓口への持参が不要となる証類はどのようなものがありますか。	・保険証（健康保険被保険者証） ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受領証 ・高齢受給者証 等の持参が不要となります。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-9	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うのですか。	医療機関・薬局がマイナンバー（12桁の番号）を取り扱うことはありません。マイナンバー（12桁の番号）ではなく、マイナンバーカードのICチップ内の利用者証明用電子証明書を利用します。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-10	マイナンバーカードを作らなくても、従来の保険証のままでもいいですか。	令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行が終了となり、原則現在お持ちの保険証は令和7年12月2日以降使用できなくなります。様々なメリットがあるマイナンバーカードの取得と健康保険証利用をご検討ください。 マイナンバーカードを取得されていない場合などは、ご本人の被保険者資格の情報を記載した「資格確認書」を交付予定です。そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-11	マイナンバーカードの暗証番号がロックされてしまったのですが、健康保険証としては利用できますか。	医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、顔認証付きカードリーダーで顔認証等で本人確認が可能ですので、健康保険証として利用いただくことは可能です。ただし、そのほかのマイナンバーカードの機能が使用できない場合がありますので、住民票のある市区町村窓口等で利用者証明用電子証明書パスワード（4桁の暗唱番号）の再設定を行ってください。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-12	生活保護受給者の医療券、各自治体が対応している子供医療費証明書は対象ではないのですか。	生活保護の医療扶助については令和6年3月にマイナンバーカードと一体化していますが、各自治体が対応している子供医療費証明書は現在検討中と聞いています。 お手数ですが、各自治体へのご確認をお願いします。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-13	訪問診療やオンライン診療ではマイナンバーカードを健康保険証として利用できないのでしょうか。	医療機関・薬局が行う訪問診療等、オンライン診療等におけるマイナンバーカードの保険証利用については、令和6年4月から運用を開始いたしました。また、訪問看護事業者が行う訪問看護も令和6年6月から運用を開始いたしました。

分類番号	分類名	No	質問	回答
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-14	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されるのですが、なぜこうした事象が起こるのですか。	<p>転職等により医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。事業主から保険者への届出は5日以内とされており、また、今般新たに、保険者は、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。事業主が、加入前から被保険者に係る情報を収集するよう促すなどして、当該届出が5日以内に徹底されるようにしていますが、現在、新しい保険証がお手元に届くまでに一定の期間を要するのと同様に、データ登録までには一定の期間を要するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されます。</p> <p>また、オンライン資格確認等システムにおいては、新規データ登録時にシステムチェックを行っています。データ登録時の誤りを防止するために、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、保険者において確認を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-15	マイナンバーカードの健康保険証利用登録ができていないか確認する方法はありますか。	<p>マイナポータル「マイナンバーカードの健康保険証利用」→「申込状況を確認」→「健康保険証としての登録状況」で確認ができます。</p> <p>(https://web.hir.myna.go.jp/Accept/checkStatus)</p> <p>登録が完了した場合は、健康保険証としての登録状況に「登録完了」と表示されます。</p> <p>なお、保険者があなたの保険資格情報をシステムに登録していない等の理由で、利用登録が完了できない場合は、「あなたの有効な保険資格情報がないため、正常に処理できませんでした。会社等にお勤めの方はお勤め先へそれ以外の方はお住いの市区町村へお問合せください。」と表示されます。利用登録の申込みを行っても、利用登録処理が完了していない場合は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することはできません。</p> <p>保険者があなたの資格情報をシステムに登録するためには、マイナンバーや住民票に記載されている漢字・カナ氏名、生年月日、性別、住所を提出いただく必要がありますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>ご自身の健康保険証情報が正しく登録されているかは、マイナポータルの「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康保険証情報」からご確認できます。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-16	マイナポータルで自分の薬剤情報や医療費通知情報などを見られなかったのですが、なぜですか。	<p>転職等により加入する医療保険の資格が変わった場合には、医療保険者が新たな保険資格情報をシステムに登録します。その作業に一定の期間を要するため、この間にマイナポータルや医療機関等で保険資格情報（被保険者番号等）や医療情報（薬剤情報、医療費通知情報、健診情報等）を閲覧しようとしても、閲覧できない場合があります。</p> <p>また、保険者等が、既に登録した資格情報の正確性を確認する作業を行う場合があります。この作業を行っている間、保険資格情報や医療情報（薬剤情報、医療費通知情報、健診情報等）の閲覧を一時停止していることがあります。確定申告等で過去の医療費通知情報を活用される方は、過去の情報が表示されているかご確認いただくとともに、情報の確認状況等を知りたい方は、ご加入の医療保険者への連絡をお願いします（以前加入していた医療保険については、必要に応じて、以前加入していた医療保険者へのご連絡をお願いします）。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-17	オンライン資格確認やマイナポータルにおいて別の方の情報が表示された場合、どこに問合せればよいですか。	速やかに当組合にご連絡ください。
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-18	自分の健康保険証情報が正しく登録されているかを確認する方法を教えてください。	<p>マイナポータルにログインし、マイナポータルの「わたしの情報」→「健康・医療」→「健康保険証情報」からご確認できます。</p> <p>ご自身がマイナポータルの対応端末を所持していない場合は、以下のいずれかの方法で健康保険証情報を確認できます。</p> <p>①ご家族の方等が所持している対応端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認 ②市区町村が用意している端末にて、ご自身のマイナンバーカードでログインして確認 ※端末の設置状況は市区町村によって異なります。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-19	令和6年12月2日以降のマイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。	<p>従来の保険証をお持ちの方は、令和7年12月1日までは従来の保険証をご提示すれば受診できます。</p> <p>従来の保険証をお持ちでない場合は、一時的な利用を目的として、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付可能です。そちらを医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。必要に応じて健康保険組合へご連絡ください。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-20	マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。	<p>マイナンバーが他人に見られたり漏れたりしたとしても、マイナンバーだけで手続はできないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。しかし、個人のブログやSNSなどでご自身のマイナンバーを公表するといったことは第三者へのマイナンバーの「提供」にあたる恐れがあり、法律違反になる可能性もありますので、控えるようお願いします。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-21	マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出するのでは怖いです。	<p>マイナンバーカードのICチップには、そもそも、税や年金、医療などに関する情報は記録されていません。</p> <p>マイナンバーカードのICチップに記録されているのは、券面に記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と顔写真、マイナンバー、それに、電子証明書と住民票コードです。</p> <p>落としたマイナンバーカードを取得した人がいても、ご本人以外は、税や年金、医療などの個人情報を引き出すことはできませんし、ICチップから不正に情報を読み出すとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなる仕組みとなっていますので、ご安心ください。</p>
4	マイナンバーカードの保険証利用について	4-22	マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が流れ出ることはないのですか。	<p>マイナンバーを利用して個人情報を見ることができるのは、それぞれの手続きを行う行政職員しかおりませんのでご安心ください。</p> <p>ちなみに、行政職員であっても、見ることができるのは自分の担当する業務に関する個人情報のみで、当該業務に関係のない情報は、行政職員であっても見ることができない仕組みとなっています。</p> <p>業務上の必要があって、行政機関等間で情報提供ネットワークシステムを通じてあなたの情報のやり取りがあった場合には、マイナポータルのあなたのサイトから、そのやり取りの内容を全て確認できますのでご安心ください。</p>